



イケケン先生の『恐縮ですが…一言コラム』

第 524 回 96 条改正に反対する！

2013.5.12

憲法第 96 条の論議が盛んになった。

小生、結論から言えば、今の自民党案に「反対」である。

日本国憲法第 96 条とは

96 条とは、日本国憲法第 9 章であり「改正」を規定する条文である。

憲法に定められた改正要件として、以下の通りである。

- (1) 国会が衆参両院のすべての議員の 3 分の 2 以上の賛成を得て発議する
- (2) 国民投票での過半数の賛成で承認する

国会議員の 3 分の 2 の賛成がないとダメだということにいらだって、自民党はこれを 2 分の 1 にしようという案を出している。憲法改正の手続きでは最終的には国民が決める国民投票が整備されているので、最初の発議要件のハードルを高くしたまま憲法改正の入り口を閉ざす必要はない…という趣旨のようだ。

改憲はまず手続きから…という安倍総理大臣の問題提起は、政治家を含め、憲法学者、政治学者、マスコミ等、正に賛否両論、世を二分した議論が展開されてきたようである。

ということで、早速外国の状況を調べてみた。

少し長くなるが、報告しておきたい。

不文憲法と軟性憲法

まず、「憲法がない国」が存在すること、ご存知か。

イギリスがその代表的な国といわれている。

もう少し細かくいうと、**イギリス**には憲法がないわけではない。ただ、「イギリス憲法」という 1 つの憲法(憲法典)は、存在しない。このような憲法を「**不文憲法**」というらしい。

これに対して、日本など大多数の国は、特定の憲法法規を持った「**成文憲法**」の国であるという。改正は、憲法がないので慣習を変更する法律を作ったり、新たな重要法を制定すれば、憲法改正と同じになる。この場合、特に特別な多数決は必要なく、単純過半数の多数決で改正ができる。そのためイギリス憲法は改正手続きがしやすいので、「**軟性憲法**」といわれている。

イギリス以外にも、**イスラエル・ニュージーランド・サンマリノ**など、不文憲法の国はある。ここまでは基本中の基本である。

各国の改正手続きと軟性憲法

そして憲法改正の手続きである。自民党は日本だけが特別改正困難な状況にあるという。

本当か、外国の状況はどうか？

詳細のニュアンスに若干の差異はあるが、以下のようにまとめてみた。

改正の発議の要件は、日本同様、議会の 2/3 の賛成が必要という国がある。

更に中央議会の 2/3 要件に加え、連邦国家の場合は準国家=州の 2/3 あるいは 3/4 の議決が必要という国が、**アメリカ、カナダ、ロシア、ドイツ**等である。国民を代表すべき州の意思を尊重するというので、国民投票はないが、手続的には、かなり厳しいものがある。

連邦制でも国民投票を行う国としては、**オーストラリア**。連邦議会両院の過半数で可決した後、各州(準州ふくむ)の州民投票を行い、過半数の州で賛成し、かつ全選挙人の過半数の賛成が得られたとき、改正ができることになっている。同じく連邦制をとっている**オーストラリア**では、連邦議会のどちらかの 1/3 の要求がある場合、連邦議会の過半数の賛成の後、国民投票に付さなければならなくなっている。

やはり連邦制をとっている**スイス**では、憲法改正は原則として連邦議会の議決のみで行うことができるようになっている。ただし、両院のいずれかが改正に同意しなかった場合、または 10 万人以上の有権者が全面改正を要求した場合は、国民投票を行い、過半数が改正に賛成した場合、新たに両院を選挙しその上で改正審議を行うことになっている。

改正の発議がやはり議会 2/3 であり、かつ国民投票の過半数を条件とする、今の日本と似た制度の国は**韓国**。国会(一院制)の3分の2以上の多数による議決によって決められた憲法改正案は、国民投票によって過半数の賛成を得れば承認され、ほとんど日本と同様だ。

スペインは改正案の議決には基本的に国会両院のそれぞれ5分の3以上の賛成が必要、**デンマーク**では、国会(一院制)が改正案を議決した場合、まず国会の総選挙が行われ、総選挙後の国会で改正案を無修正で再議決すると、国民投票で是非を問われることになる。国民投票での承認条件は、投票数の過半数の賛成かつ全有権者の 40%以上の賛成となっている。**スウェーデン**では、国会(一院制)が改正案を2回議決しなければならない。その後、国民投票が行われる場合がある。

先進国のなかでも、国民投票ではなく、解散総選挙を必須にすることで、事実上憲法改正を国民に問う改正手続をとる国がある。**ベルギー**では、憲法改正の宣言を連邦議会(二院制)が宣言した後、両議院は解散・総選挙を行い、次の国会で両議院の 2/3 以上の多数で可決すれば改正が可能。**フィンランド**では、一院制の議会で過半数の賛成により改正案を議決した後、スウェーデン同様次の選挙をまたいで再び審議され、今度は 2/3 以上の賛成によって改正が成立する。**オランダ**も総選挙を挟む点では同様。解散後の国会で両院の 2/3 の賛成があれば、改正は成立となる。

フランスだけは、議会の過半数で発議される。

フランスでは、基本的には国会(二院制)による過半数の議決ののち、国民投票による過半数の承認で憲法改正が成立する。ただし、大統領特権が許されており、その場合国民投票は行われず、国会の 3/5 の賛成で改正が成立することになっている。

フランス大統領には憲法改正案を国民投票に託さない強力な権限が与えられている。

諸外国の憲法改正例

1945年の第二次世界大戦終結から2010年7月に至るまで、アメリカは6回、カナダは1867年憲法が16回、1982年憲法が2回、フランスは27回、ドイツは57回、イタリアは15回、オーストラリアは3回、中国は9回、韓国は9回の憲法改正をそれぞれ行った。新憲法が2000年1月1日から施行されているスイスは、12年3月までに25回の改正が重ねられている。ノルウェー憲法は1814年に採択されて以来、すでに200回以上改訂されている。日本の現行憲法は、改正されたことが一度もない。

硬性化を維持しつつ憲法改正を考える！

憲法は基本法であって、「硬性憲法」と言われるように、そう簡単には改正できないものなのだ。現在、この考えが世界の潮流になっており、殆どの国の憲法が硬性憲法である。

日本の憲法は世界でも指折りの改正困難な硬性憲法である。制定後、一度も改正されていないのはその証左だと、自民党など改憲派は「世界的にも改正しにくい」と主張するが、前述した通り、アメリカは連邦上下両院の2/3以上の賛成に加え、3/4以上の州議会の承認が要る。ドイツも両院の2/3以上の賛成が必要だ。主要各国の改正要件、2/3以上は国際的に妥当な基準だ。日本だけが特別改正困難な状況とは、言い難いと思う。

憲法の本来を考えると、権力者を制限する、権力者を不自由にする基本法かもしれない。従って、今の有権者の判断に委ねればそれでおしまい、というものではない。これが、過半数で発議できるということになると、特定の考え方や価値観に基づいた改憲の提案が実現することにつながり、それとは違う考えを持つ人たちとの間で、深刻な対立を生むことになりかねない。つまり、改正要件が厳格な「硬性憲法」こそが、民主主義国家の主流であると思っている。改正のハードルさえ下げれば、あとは政権党の思うように改正できるという…仮にもし、そんな下心があるのなら、見過ごすわけにはいかない。

もし本気で、改正が必要という政党があるのなら、その中身を国民に堂々と訴え、衆参両院で2/3以上の議席を得る王道を歩むべきだと思う。国民を説得して賛成を得るべきで、それができないから、手続きを容易に変えるというのはおかしい話だと思っている。説得力のある改憲案で、高いハードルを越えてこそ、国民の意思として定着するのではないだろうか。

改正を繰り返す他国に比べ、日本が改正に至らなかったのは要件の厳しさではない。

今まで、憲法を変えるよりも変えないことによる国益の方が大きいと、先人達が判断したからにほかならない。

しかし今や、その価値観自体、根底から考え直す時が来た、と思っている。

時代のニーズや価値観に対応すべき「改憲の必要性」は、多くの人は何となく感じている。にも拘らず、憲法改正の発議要件を緩和した後、どんな改正を目指すのか、まだまだ国民的議論が深まっているとは言えない。その気運の高揚を、改正発議のハードルを下げることに置き換えることにはならないと思っている。